

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

高知国民年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

私は、当時、近所に居住していた集落の長に勧められ、夫婦一緒に、国民年金に加入するとともに、その集落の長に月額 100 円の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する集落の長は、複数の関係者の証言により、申立期間当時、国民年金の加入勧奨及び国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたと主張する金額は当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立内容に不自然な点はみられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 9 月に夫婦連番で払い出されたものと推認される上、申立人は、申立期間当時、自宅において夫婦で商店を営んでいたことから、集落の長が国民年金保険料の集金に訪問すれば、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は、9 か月と比較的短期間であり、申立人の妻は納付済みとされている上、申立人は、当時、営んでいた商店の経営は順調であったと申し述べていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 38 年 6 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 38 年 6 月から同年 11 月まで

私は、父親が、両親の分と一緒に国民年金の加入手続を行うとともに、私を含む家族三人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、未納期間は無い上、申立人の両親は、国民年金保険料をほとんど完納していることから、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の父親は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に申立人の両親と連番で払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金保険料はその両親の国民年金保険料と一緒に納付していたものとするのが自然であり、申立人の両親は申立期間が納付済みとされていることから、申立人の父親が、申立期間当時、同居していた申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は、2つの期間で9か月と比較的短期間である上、申立期間①は、いったん納付済みとされていたが、申立人が保管していた国民年金手帳における納付済期間（昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで）と市町村の国民年金被保険者名簿における納付済期間（36 年 8 月から 37 年 3 月まで）とが異なっていることが判明したため、平成 16 年 6 月に納付記録が訂正されたことにより生じた未納期間であり、双方の記録において納付月数が1か月異なっているなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年4月1日から平成12年7月31日までA社で継続して勤務しており、同社B支店からC支店へ異動した際の資格喪失日が昭和45年3月31日とされているため、同年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（平成4年4月1日にA社から社名変更）B支店から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社B支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、D社B支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届出し、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成19年5月31日までA社で継続して勤務しており、同社B支店からC支店へ異動した際の資格喪失日が昭和45年3月31日とされているため、同年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（平成4年4月1日にA社から社名変更）B支店から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社B支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、D社B支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届出し、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

私は、勤務していた事業所を退職し、昭和47年11月に帰郷した際、市役所で国民健康保険と共に国民年金の加入手続も行い、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、47年12月から51年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、51年4月から53年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、64か月と比較的長期間であり、申立人の妻も未納とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人は死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に、当時、居住していた地区の区役所で、前夫が国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の前夫は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年度に、申立人が居住していた地区の区役所において国民年金の未加入者を対象に行われた特別（職権）適用により払い出されたものと推認されることから、その時点までは、申立人は国民年金に未加入であったものと考えられることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号が、最も早い昭和 41 年 4 月に払い出されたものとしても、その時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなり、区役所では国民年金保険料を収納できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 72 か月と比較的長期間である上、申立人の前夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の前夫が申立人の申立期間に係る国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月、46 年 4 月から同年 6 月までの期間、48 年 9 月から同年 10 月までの期間及び 49 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月
② 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 48 年 9 月から同年 10 月まで
④ 昭和 49 年 12 月

私は、勤務していた事業所を退職すれば、市町村役場から国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、金融機関か市町村役場の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の再加入手続、保険料の金額等について記憶が明確でない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月及び 46 年 4 月は、平成 13 年 10 月 23 日の資格記録訂正により生じた未納期間であることから、当時、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられることに加え、申立人が昭和 46 年 7 月に県外に転出した後、A 県に戻って国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料の納付を再開したのは、社会保険庁の特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者名簿の記載内容により、申立期間④直後の期間を過年度納付したことが確認できる 51 年 7 月と考えるのが自然であり、この時点では、申立期間①、②及び③は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間④に係る国民年金保険料の納付書について、厚生年金保険への加入を理由に、市町村役場からの交付を拒んだと申し述べている。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張する市町村役場の元職員は所在が確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から 35 年ごろまで

私は、昭和 32 年から 35 年ごろまで A 社で勤務しており、採用時には厚生年金保険と雇用保険に加入できると聞いていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が記憶している同僚の氏名が A 社における社会保険庁の記録に存在することから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、A 社は申立期間において厚生年金保険適用事業所となっているが、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、申立期間当時の複数の同僚からは、「当時は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、上司の推薦により正社員に登用されて初めて加入させてもらった。」旨の供述が得られた上、社会保険庁の記録によると、申立期間当時の複数の同僚は、A 社に入社したとされる日から、最短で約 7 か月及び最長で約 5 年 6 か月経過した日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったこと

がうかがわれる。

このほか、申立人が記憶している同僚は既に死亡している上、当時のその他の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 42 年 12 月まで

夫は、昭和 40 年 6 月から 42 年 12 月まで A 県にあった B 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張する B 社は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主及び同僚等の供述も得られず、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。

加えて、B 社と名称が類似している C 県の D 社の申立期間を含む前後の期間について、社会保険庁が保管する同社の職歴審査照会回答票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。